

1 法令名（日・英）

有害廃棄物の管理に関する規則 18 号（1999 年）

Government Regulation of the Republic of Indonesia No. 18 of 1999 on
The Management of the Waste of Hazardous and Toxic Materials

2 制定年月

1999 年 2 月

3 発効年月

1999 年 2 月

4 法令の概要

4.1 目的

有害廃棄物を管理することにより、環境汚染の防止や抑制をする。

4.2 規制対象

事業や活動を営む者で、有害廃棄物の排出者

有害廃棄物の収集、運搬、有効利用、処理及び埋立て業者

4.3 規制内容（基準値がある場合は基準値など）

事業や活動を営む者で、有害廃棄物の排出者は、

- 事前処理を行わずに、有害廃棄物を環境の中に投棄してはならない。
- 有害廃棄物の削減及び有効利用*に努め、どうしても当該廃棄物が発生する場合には、適正な処理**や埋立てをしなければならない。
- 有害廃棄物の有効利用、処理及び埋立ては、第三者に委託することができる。
- 有害廃棄物の収集、有効利用、処理又は埋立て業者へ引き渡すまでは、最大で 90 日間、有害廃棄物を保管することができる（排出量が 50kg/日以下の場合にはこの限りではない）。有害廃棄物に関する以下の記録を取り、その記録を最低 6 ヶ月に一度、環境省及び地方政府に提出しなければならない。
 - 発生及び引き渡す有害廃棄物の種類、特性、量、時期
 - 有害廃棄物の運搬業者の名前
- 運搬業者へ有害廃棄物を引き渡す時、有害廃棄物の書類（マニフェスト）を発行しなければならない。
- 自らの敷地内で有害廃棄物の有効利用を行う場合には、環境大臣へ

許可証を申請しなければならない。ただし、本業と異なる場所で、有害廃棄物の処理を行う場合には、有害廃棄物の処理業者と同じ扱いとなる。

- 行政監督者に協力しなければならない。
- 有害廃棄物を扱う従業員の健康診断を行い、環境事故に備えて緊急対応計画を策定しなければならない。
- 有害廃棄物による環境汚染の事実または潜在性がある場合には、環境省又は最寄りの政府機関へ報告しなければならない。環境事故や環境汚染を起こした場合には、回復する責任を負う。
- 環境汚染への対応を怠った場合には、損害金を課される可能性がある。
- 法律に違反した場合には、警告書を経て、業を行う許可証を一時停止又は取り消される可能性がある。

有害廃棄物の収集、運搬、有効利用、処理及び埋立て業者は、

- 有害廃棄物を希釈してはならない（有効利用業者を除く）。
- 有効利用業者は、有害廃棄物の削減及び有効利用に努め、どうしても当該廃棄物が発生する場合には、適正な処理や埋立てをしなければならない。
- 最大で 90 日間、有害廃棄物を保管できる(運搬及び埋立て業者を除く)。
- 有害廃棄物に関する以下の記録を取り、その記録を最低 6 ヶ月に一度、環境省及び地方政府に提出しなければならない。主な内容は以下のとおり（運搬業者を除く）。
 - 有害廃棄物の発生源（収集業者を除く）
 - 有害廃棄物の運搬業者の名前
 - 有効利用、処理、又は埋立てをした有害廃棄物の種類、特性、量（収集業者を除く）
 - 収集業者は、排出事業者からの収集時、及び有効利用、処理又は埋立て業者へ引き渡す時の有害廃棄物の種類、特性、量、時期
 - 有効利用業者は、収集されてきた廃棄物の種類、特性、量、時期
- 運搬業者へ有害廃棄物を引き渡す時、有害廃棄物の書類（マニフェスト）を発行しなければならない。運搬業者は、その書類を排出者が指定した収集、有効利用、処理又は埋立て業者へ引き渡さなければならない。
- 業を行う許可証を環境大臣から取得しなければならない。有効利用

業者及び運搬業者は、環境大臣から推薦後、それぞれの当該産業を監督する省庁（有効利用業者は工業省等、運搬業者は運輸通信省）より許可証を取得しなければならない。

- 行政監督者に協力しなければならない。
- 有害廃棄物を扱う従業員の健康診断を行い、環境事故に備えて緊急対応計画を策定しなければならない。
- 有害廃棄物による環境汚染の事実または潜在性がある場合には、環境省又は最寄りの政府機関へ報告しなければならない。環境事故や環境汚染を起こした場合には、回復する責任を負う。
- 環境汚染への対応を怠った場合には、損害金を課される可能性がある。
- 法律に違反した場合には、警告書を経て、業を行う許可証を一時停止又は取り消される可能性がある。

注：*有効利用とは、回収、再使用及びリサイクルを含む。

**処理とは、有害廃棄物を熱処理又は物理的、化学的及び/又は生物的に安定や固化する処理によって行われることを言う。

4.4 その他

有害廃棄物は B3 廃棄物と呼ばれ、①不特定発生源、②特定発生源、及び③期限切れ等の化学物質を包括した有害廃棄物リストが別表にて示されている。リストに該当しない場合には、爆発性、可燃性、反応性、有毒性、感染性、腐食性のいずれか又は複数の特性がないかどうか試験を行い、有害廃棄物かどうかを判定する。

有害廃棄物の梱包の際には、当該廃棄物の種類及び特性を表すシンボルとラベルを表示しなければならない。また、保管、処理施設、埋立ての立地条件を定めている。

特定発生源からの有害廃棄物リスト（要約版）

廃棄物コード	産業活動	発生する廃棄物	主な有害物質
D201	肥料	使用済み触媒、製造工程からの汚泥、廃水処理汚泥、使用済み活性炭など	重金属（特にヒ素、水銀）、硫黄/アンモニア化合物
D202	殺虫剤 （除草剤、殺菌剤、殺鼠剤、枯れ葉剤を含む有機又は無機物）	排水処理汚泥、生成過程で使用された容器や器具、規格外商品、使用済み溶剤、蒸留や濃縮工程からの残渣、吸収材や使用済みフィルターなど	殺虫剤の活性物質 ハロゲン化炭化水素、可燃性溶剤 金属及び重金属、有機スズ化合物
D203	クロルアルカリ工業 （水銀電解法による苛性ソーダや塩素の製造、塩精製など）	排水処理汚泥、吸収材や使用済みフィルター、水銀で汚染された器具など	重金属（特に水銀）、ハロゲン化炭化水素
D204	粘着性樹脂 （フェノール樹脂（PF）、ユリア樹脂（UF）、メラニン樹脂（MF）など）	規格外製品、製造過程からの残渣、使用済み触媒や溶剤など	有機物（特にフェノール）、ハロゲン化炭化水素
D205	ポリマー工業 （塩化ビニル（PVC）、ポリ酢酸ビニル（PVA）など）	非反応モノマー、使用済み触媒、規格外の安定剤、排水処理汚泥、防火剤など	有機化合物、ハロゲン化炭化水素 重金属、亜鉛を含む汚泥
D206	石油化学工業	製造工程や保管施設からの汚泥、使用済み触媒、タールなど	有機物、ハロゲン化炭化水素 重金属、芳香族炭化水素
D207	木材防腐剤	木材の防腐工程や保管施設からの汚泥	塩素化フェノール（ペンタクロロフェノールなど）、ハ

廃棄物コード	産業活動	発生する廃棄物	主な有害物質
			ロゲン化炭化水素、有機金属化合物
D208	鉄・鉄鋼の溶解又は加工（鋳物、圧延や引抜加工など）	溶融炉からの灰、ドロス、スラグ、排水処理汚泥、冷却処理からの乳濁液、廃油など	重金属、有機物（フェノール、ナフタリン）、シアン化物、廃油
D209	鉄鋼の仕上げ加工（表面処理など）	酸性液、使用済みアルカリ、スラグ、汚泥、使用済み融剤など	重金属、廃酸、廃アルカリ、硝酸塩、フッ化物、シアン化物（錯体）
D210	鉛精錬	溶解炉からの灰/スラグ/ドロス、酸性液、排水処理汚泥など	重金属、廃酸
D211	銅の溶解及び精錬	溶融炉からの灰や汚泥、酸性液、排水処理汚泥など	重金属、廃酸
D212	インク	汚泥、使用済み溶剤、洗浄工程からの残渣、規格外や期限切れ商品	有機物（バインダー樹脂）、ハロゲン化炭化水素、有機金属化合物、可燃性溶剤、重金属（特にクロム、鉛）、色素剤、洗剤、キャラコ捺染（ヒ素）
D213	繊維業（仕上げ、染色、プリント加工を含む）	排水処理汚泥、使用済み溶剤（洗浄）、防火剤（アンチモン/ブロム有機化合物）	重金属、ハロゲン化炭化水素、色素剤、有機溶剤、界面活性剤
D214	自動車等の組立製造（自転車、船、飛行機、農機具、発電機などを含む）	製造工程からの汚泥、残渣、使用済み溶剤、洗浄液（有機及び無機）、排水処理汚泥など	金属及び重金属、硝酸塩、ペンキの残渣、油とグリース、アンモニア化合物、可燃性溶剤、アスベスト、廃酸

廃棄物コード	産業活動	発生する廃棄物	主な有害物質
D215	電気亜鉛めっき (表面金属やプラスチックの電気めっきを含む)	汚泥、使用済み溶剤、酸性液(酸洗い)、ドロス、スラグなど	金属及び重金属、シアン化物、アンモニア化合物、フッ化物、フェノール、硝酸塩
D216	塗料 (ニスを含む)	汚泥、使用済み溶剤、使用済みフィルター、規格外商品、蒸留工程からの残渣、ステンレス塗料(鉛、クロム)など	有機物質(樹脂)、ハロゲン化炭化水素、アルカリ性汚泥、可燃性溶剤、色素剤、重金属、有機スズ化合物
D217	乾電池	汚泥や残渣、使用済み/規格外/期限切れ乾電池、金属粉、ばいじん、スラグ、灰など	金属を含む固形状の残渣、重金属
D218	湿電池	汚泥、使用済み/規格外/期限切れ湿電池、酸性液など	重金属、廃酸、リチウムを含む電解槽
D219	電気構成・組立	汚泥、使用済み溶剤、水銀スイッチ、水銀灯、コーティングされたガラス、プリント基板用エッチング液、剥離剤(フォトレジスト用)、はんだ付け後のフラックス残渣、塗料からの廃棄物など	金属及び重金属、硝酸塩、フッ化物、塗料の残渣、有機物質、廃酸、ハロゲン系溶剤、エッチング工程からの残渣(酸化鉄)
D220	石油・天然ガス・地熱掘削 (製造、設備や保管タンクの管理を含む)	スロップ油、ボーリング過程で出る泥、油泥、活性炭及び使用済み吸収材、タンクの底に溜まった残渣など	有機物質、油の汚染物、重金属、水銀(活性炭などから)
D221	石油・天然ガス精製 (加圧浮上などに)	油泥、使用済み触媒、使用済み活性炭やフィルター、排水処理汚泥、タン	有機物質、油の汚染物、重金属、硫化物、界面活性剤

廃棄物コード	産業活動	発生する廃棄物	主な有害物質
	よる排水処理、熱交換機の清掃、保管タンクの管理を含む)	クの底に溜まった残渣、試験所からの廃棄物、PCB 廃棄物など	
D222	鋳業	重金属で汚染された汚泥、使用済み溶剤、試験所からの廃棄物、PCB 廃棄物など	重金属、シアン化物
D223	石炭による蒸気発電	灰、PCB 廃棄物	重金属、有機物質 (PNA：多環芳香族)
D224	皮革なめし (仕上げを含む)	汚泥、使用済み溶剤、クロム酸	重金属 (特にクロム、鉛)、有機溶剤、廃酸
D225	染料業	汚泥、使用済み溶剤、製造・化学反応から残渣、吸収材、使用済みフィルター、規格外商品	有機物質、ハロゲン化炭化水素、重金属、有機金属化合物、シアン化物、硝酸塩、フッ化物、硫化物
D226	製薬	汚泥、使用済み溶剤、規格外/期限切れ商品、吸収材やフィルター (活性炭)、製造過程 (蒸留、濃縮、化学反応) からの残渣など	有機物質、ハロゲン化炭化水素、可燃性溶剤、重金属 (特にヒ素)、活性物質
D227	病院、研究実験機関	期限切れ医薬品、汚染された医療器具、診療の廃棄物など	感染性廃棄物、医薬品の残渣、化学薬品
D228	商業研究所 (D227 を除く研究所)	溶剤、期限切れ化学薬品、試作品残渣	化学薬品、危険な化学溶液
D229	写真業	膨潤液、定着液、使用済	銀、有機溶剤、酸化

廃棄物コード	産業活動	発生する廃棄物	主な有害物質
		み漂白液、使用済み溶剤など	剤
D230	石炭コークスの製造	製造過程からの残渣（ター）、油残渣	有機系炭化水素（PNA：多環芳香族）、油残渣
D231	廃油リサイクル	フィルター、使用済み吸収材、油残渣、乳濁液、汚泥	油の汚染物、重金属、油泥、ハロゲン化炭化水素
D232	石鹼・洗剤/洗浄液 消毒・化粧品	フィルター、使用済み吸収材、使用済み溶剤、規格外/期限切れ製品など	有機物質、ハロゲン化炭化水素、重金属（亜鉛）、フッ化物、硝酸塩、strong tensioactive、酸処理残渣
D233	動植物性脂肪製品とその派生物	汚泥、使用済み触媒(クロム)、フィルターや蒸留過程からの残渣など	重金属、油残渣、酸処理残渣
D234	アルミニウム冶金、アルミニウムの化成コーティング	使用済みポットライニング（陰極）、溶解工程からの残渣（スラグやドロス）、汚泥など	金属及び重金属（特にクロム）、酸処理残渣、シアン化物
D235	亜鉛の溶解及び加工仕上げ	汚泥、灰、スラグ、ドロス、電解による陽極スライムなど	重金属、酸処理残渣
D236	非鉄金属加工（冷延、引抜加工、仕上げなど）	シュウ酸塩の液体と汚泥、過マンガン酸塩の液体（酸洗い）、酸洗いからの残渣、アルキル系洗剤、乳化油	重金属、硝酸塩、フッ化物、ほう酸塩、シュウ酸塩、廃酸、廃油
D237	金属加工硬化	汚泥、使用済み溶剤	金属及び重金属、シアン化物
D238	金属／プラスチック研磨加工	乳化油（切削液や冷却油など）、研磨加工からの汚泥、使用済み溶剤	金属及び重金属、乳化油、ハロゲン化炭化水素、

廃棄物コード	産業活動	発生する廃棄物	主な有害物質
			Fluoride-nitrate
D239	ランドリー、ドライクリーニング	使用済み溶剤、使用済みアルカリ性溶剤、脱脂クリーニングからの汚泥	有機溶剤、ハロゲン化炭化水素、油脂
D240	産業排水の処理施設	排水処理汚泥	金属及び重金属、ハロゲン化炭化水素、有機物質、アンモニア、硫化物、フッ化物
D241	焼却処理	灰、スラグ、排ガス処理からの残渣	重金属、不完全燃焼による残渣
D242	廃溶剤のリサイクル	蒸留や濃縮による残渣、フィルターや使用済み吸収材	ハロゲン化炭化水素、有機物質
D243	ガス業	炭化物の廃棄物、使用済み触媒（改質器/脱硫装置）	アルキル系残渣、重金属
D244	陶磁器/ホーロー製品	ガラス粉末、乳化油、灰、汚泥、オパールガラスの残渣（ヒ素）、青銅器やガラスの脱色剤（ヒ素）	重金属、廃油、フッ化物
D245	シール、ガスケット、パッキング	使用済みアスベスト、接着剤	アスベスト、重金属
D246	紙製品	使用済み接着剤、印刷（インク）からの残渣、使用済み溶剤、排水処理汚泥	有機溶剤、インクからの重金属
D247	化学／工業洗浄業	金属、油及び油脂に汚染されたアルカリ性/酸性溶剤又は酸化剤、洗浄による残渣	酸性の溶剤
D248	写真コピー業	使用済みトナー	重金属（特にセレン）
D249	電力を生産又は利用する全ての産業	PCB 廃棄物	PCB

廃棄物 コード	産業活動	発生する廃棄物	主な有害物質
	(変圧器や蓄電器 の改良装置の設置 など)		
D250	建設業	アスベスト	アスベスト
D251	自動車整備業	使用済み潤滑油、溶剤(洗 浄やグリースの除去)、廃 ペンキ、廃酸、使用済み バッテリー	廃油、可燃性溶剤、 廃酸、重金属

5 法令が入手できる URL

インドネシア環境省 Web サイト

<http://www.ozon-indonesia.org/pp/file/8%20-%20PP18.pdf>